

第3章 我が国のスポーツ施設の現状

3-1. 調査実施概要

本調査では、我が国のスポーツ施設の現状を把握するため、市町村へのアンケート調査（サンプル調査）を実施した。

(1) 調査対象市町村

我が国のスポーツ施設は、市町村の人口規模によって整備状況が異なると推察される。そのため、本調査では人口階級別に調査対象とする市町村数を決定した。

① 調査対象市町村数の算出

- ・ 調査対象市町村数の合計を25と設定し、各人口階級における市町村数の割合を乗じて算出。ただし、端数調整（少数点第一位を四捨五入）により、調査対象市町村数の整数部分の合計は24となった（図表3-1 「調査数（仮）」参照）。
- ・ 20万人以上の3つの人口階級においては、調査数不足のため、2市町村ずつ追加し、調査数を30とした（図表3-1 「調査数（確定）」参照）
- ・ 人口階級0～4，999に該当する市町村は238存在するが、一市町村当たりの施設数が少なく、整備状況の傾向把握が困難と想定されるため対象外とした。

【図表3-1 調査数算出】

人口階級	人口規模	市町村数	割合	調査数(仮)	調査数(確定)
1,000,000 以上	100万人	12	0.8%	0	2
500,000 ～ 999,999	50万人	17	1.1%	0	2
200,000 ～ 499,999	20万人	82	5.5%	1	3
50,000 ～ 199,999	5万人	429	28.8%	7	7
20,000 ～ 49,999	2万人	408	27.4%	7	7
5,000 ～ 19,999	5千人	542	36.4%	9	9
計	-	1,490	100.0%	24	30

（出所：平成22年国勢調査「人口階級別市町村数、人口及び人口の割合」より作成）

② 調査対象市町村の決定

各人口階級の範囲で最小値（図表3-1の網掛部分）に近い人口の市町村を「調査数（確定）」分抽出し、調査対象とした。なお、調査対象とした市町村名は非公表とする。

- ・ 例えば、人口階級5,000～19,999の市町村であれば、人口が5,000に近い方から9市町村を調査対象とした。
- ・ 各人口階級の中で同一都道府県の市町村が複数抽出された場合等は、地域性を考慮し、他都道府県の市町村を選択した。
- ・ 以後、人口階級の区分を図表3-1「人口規模」の区分に置き換えて表記する。

(2) 調査対象とするスポーツ施設の種類の種類

文部科学省「体育・スポーツ施設現況調査」及び「社会教育調査（体育施設調査）」における定義、「陸上競技場」「球技場」「多目的運動施設」「体育館」「野球場・ソフトボール場」「水泳プール（屋内）」「水泳プール（屋外）」「レジャープール」「柔道場」「剣道場」「柔剣道場」を調査対象とした（図表3-2参照）。

また、（市町村所管の施設だけではなく）国、都道府県、独立行政法人、民間（私立学校含む）所管の施設、全てを対象とした。

【図表3-2 「体育・スポーツ施設現況調査」及び「社会教育調査（体育施設調査）」における定義】

スポーツ施設の種類の種類 (形態別種類)	内容
陸上競技場	主として、陸上競技を行うためにつくられた施設で、1周200m以上のトラックを有するもの。 (トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも、陸上競技場として取り扱う。学校の運動場は、多目的運動広場として取り扱う)
球技場	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの。
多目的運動広場	土地面積が992㎡以上のもので、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。 (学校の運動場を含む)
体育館	競技用床面積132㎡以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの。
野球場 ソフトボール場	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの
水泳プール（屋内）	水面積150㎡のもの。
水泳プール（屋外）	
レジャープール	流水プール、造波プールなどで、レジャープールとして使用されるもの。
柔道場	主として柔道専用のもの。
剣道場	主として剣道専用のもの。
柔剣道場(武道場)	主として柔道・剣道に使用されるもの。

(3) 調査項目

①施設数、②施設分類、③形態別種類、④設置者、⑤運営者、⑥設置年度、⑦観客席の有無、⑧収容観客数、⑨年間観客数、⑩年間利用者数、⑪立地条件、⑫面積について調査を実施した。

各調査項目の回答における定義は以下のように設定した（図表3-3参照）。

【図表 3-3 アンケート調査の回答における定義】

調査項目	回答における定義
①施設数	対象のスポーツ施設を網羅的に記載
②施設分類	<p>所管省庁・法令による以下の分類（第2章 我が国のスポーツ施設の分類参照）から選択</p> <p>「学校体育施設」「社会体育施設」「公立社会教育施設等に付帯するスポーツ施設」「障害者スポーツセンター」「旧ウェルサンピア」「旧勤労者福祉施設に該当する体育施設」「都市公園」「道の駅」「レクリエーションの森」「農業者トレーニングセンター」「農業公園」「国立公園」「職場スポーツ施設」「独立行政法人設置施設」「一般社団法人・一般財団法人設置施設」「会社設置施設」「その他法人設置施設」「任意団体設置施設」「個人設置施設」「その他」</p>
③形態別種類	<p>施設の形態別の種類を以下から選択</p> <p>「陸上競技場」「球技場」「多目的運動広場」「体育館」「野球場・ソフトボール場」「水泳プール（屋内）」「水泳プール（屋外）」「武道場」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図表3-2におけるレジャープールは、「水泳プール（屋内）」「水泳プール（屋外）」のいずれかを選択 ・ 図表3-2における柔道場、剣道場、柔剣道場（武道場）は、全て「武道場」を選択
④設置者	「国」「都道府県」「市町村」「独立行政法人」「民間の株式会社」「その他」から選択
⑤運営者	「国」「都道府県」「市町村」「独立行政法人」「地方公共団体の外郭団体（第三セクター、財団法人等）」「民間の株式会社」「その他」から選択
⑥設置年度	該当する設置年度（西暦）を選択
⑦観客席の有無	<p>「有り」「無し」のいずれかを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客席がない場合でも、芝生席等により観客を入れることができる場合は、「有り」を選択
⑧収容観客数	<p><⑦観客数の有無が「有り」の場合のみ回答></p> <p>「～99」「100～499」「500～999」「1,000～2,999」「3,000～4,999」「5,000～9,999」「10,000～19,999」「20,000～」から該当する数値範囲を選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観客席がない場合でも、芝生席等により観客を入れることができる場合は、1㎡当たり0.5人で算出（消防法収容人数の算定方法に基づく）
⑨年間観客数	<p><⑦観客数の有無が「有り」の場合のみ回答></p> <p>2014年度（2014年4月～2015年3月）の年間観客数の総数を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集計期間が異なる場合は、直近の一年間の数値を記入 ・ データがない場合は「不明」と記入 ・ 学校体育館や職場スポーツ施設の場合は、一般開放時の観客数のみ記入

⑩年間利用者数	<p>2014年度(2014年4月～2015年3月)の年間利用者数の総数を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集計期間が異なる場合は、直近の一年間の数値を記入 ・ データがない場合は「不明」と記入学校体育館や職場スポーツ施設の場合は、一般開放時の利用者数のみ記入
⑪立地条件	<p>市街化区域、市街化調整区域のいずれかを選択</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非線引き都市計画区域の場合、最寄駅(JR)より1.5km未満の施設を市街化区域、最寄駅(JR)より1.5km以上の施設を市街化調整区域とする
⑫面積	<p>面積を数字で記載。</p> <p>なお、各市町村や各部局により面積の定義が異なっていたために(延べ床面積、施工面積、敷地面積(施設のみ)、敷地面積(公園全体)等)集計結果から傾向を捉えることが困難であった。そのため、本調査では公表を控えることとした。</p>

(4) 調査方法

調査対象市町村に対し、アンケート(Microsoft Excel調査票)による調査を実施した。宛先は対象市町村の役所(本庁)とし、担当部局の指定は各市町村に一任した。

- ・ 実際に回答いただいた担当部局は以下のとおりである。
教育委員会等：25、市民局：2、総合政策部：2、観光課：1

アンケートの精度向上のために、「公的統計調査の調査票情報等の学術研究等への活用」により、平成20年度「体育・スポーツ施設現況調査」及び平成23年度「社会教育調査(体育施設調査)」のデータを活用した。調査先に参考情報として配布するとともに、両調査のデータと回収データの比較を行い、施設数などに大きな差異があれば、調査先への電話確認や修正の依頼を実施した。

(5) 調査期間

- 2015年11月26日(木) 調査依頼書送付
- 2015年12月21日(月) 回答締め切り

(6) 有効回答数

- 30市町村(回答率100%)

(7) 集計方法

人口規模別に集計を実施した。

我が国においては、全スポーツ施設における学校体育施設の割合が非常に高いことが特徴である。学校体育施設とその他の施設は、各調査項目における傾向も大きく異なると想定される（学校体育施設には観客席がほとんどないが、他の施設は観客席がある施設も一定数存在する、など）。そのため、「学校体育施設」と「学校体育施設以外」は分けて集計することとした。

また、調査項目によっては、形態別種類（陸上競技場、球技場、体育館、水泳プールといった施設の形態によって分類した種類）により傾向が大きく異なると想定される（球技場と水泳プールでは、観客席の収容人数の傾向が異なるなど）。そのため、このような調査項目の場合は、形態別種類による集計も実施した。

3-2. 調査結果

各調査項目（①～⑪）の集計結果は次のとおりである。

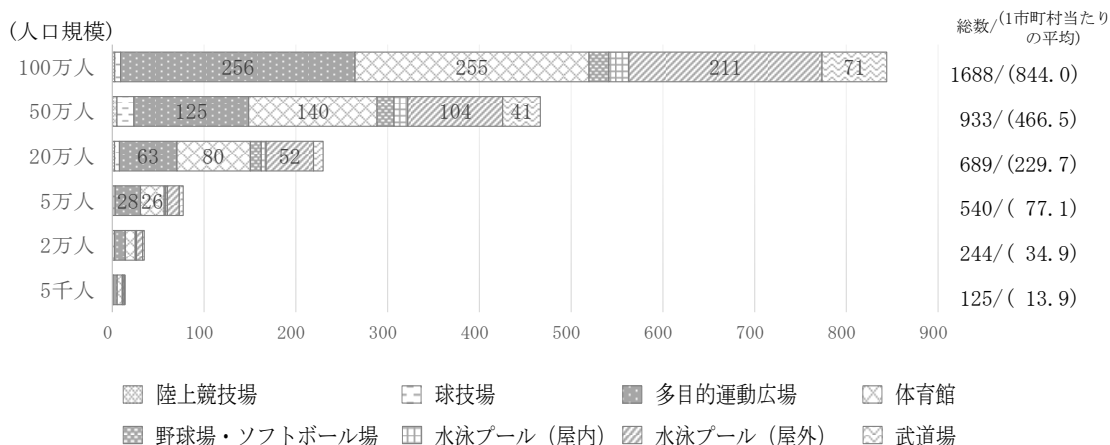
① 施設数

各市町村におけるスポーツ施設の充実度を把握するために、施設数の調査を実施した。

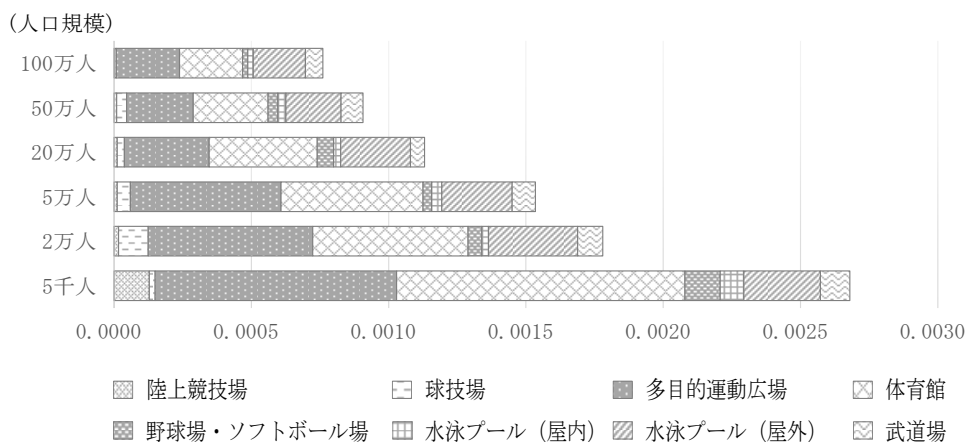
一市町村当たりの施設数においては、人口規模の大きい市町村が多く、スポーツ施設を保持している結果になった（図表3-4参照）。

人口一人当たりの施設数においては、人口規模の小さい市町村の方が多く、人口規模の小さい市町村においても多様なスポーツ施設が設置されているという結果になった（図表3-5参照）。

【図表3-4 一市町村当たりの施設数（形態別種類）】

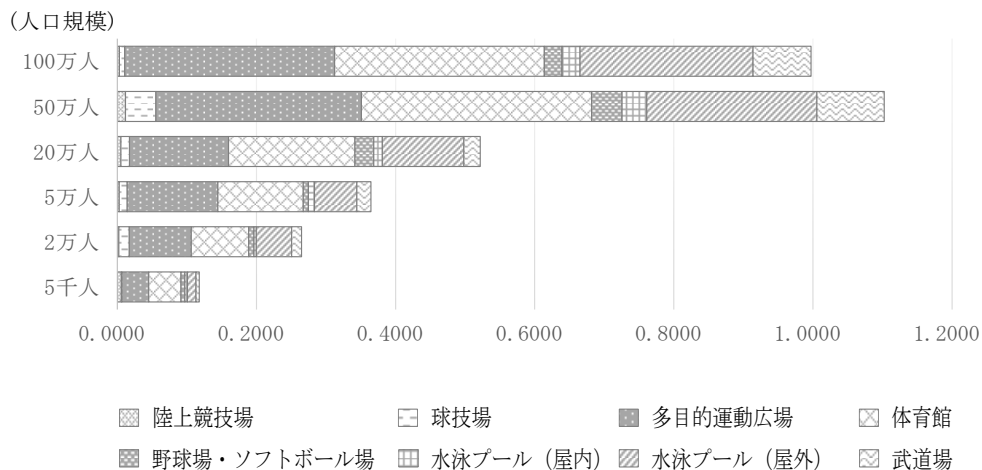


【図表3-5 人口一人当たりの施設数（形態別種類）】



一方、1 km²当たりの施設数は、人口規模の大きい市町村ほど多いという結果になった。人口規模の大きな市町村の方がより身近な距離にスポーツ施設が設置されていると推察される（図表3-6参照）。

【図表3-6 1 km²当たりの施設数（形態別種類）】



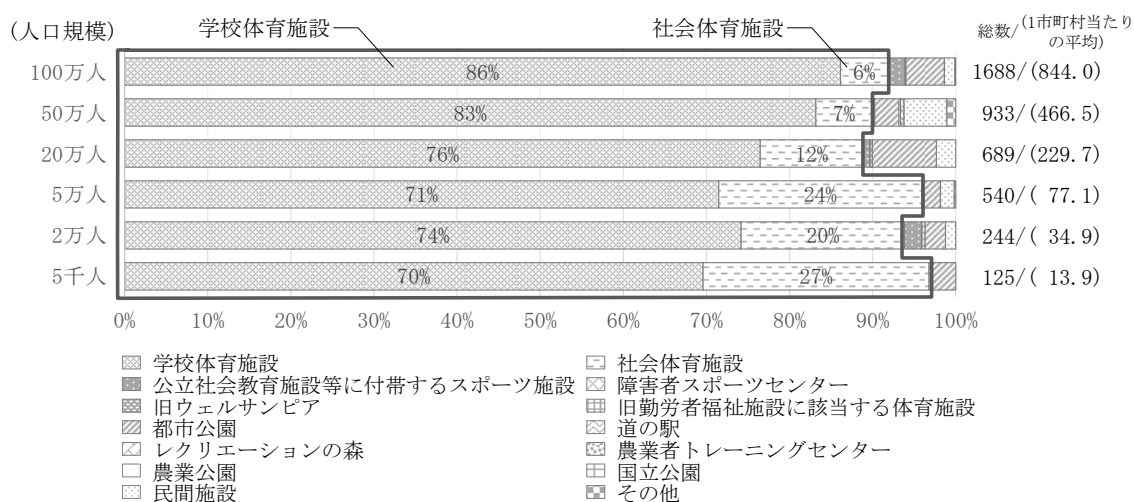
② 施設分類

各市町村におけるスポーツ施設の配置状況を把握するために、所管・法令別（施設分類別²⁾）の調査を実施した。

全ての人口規模の市町村で、学校体育施設が7割以上、社会体育施設も合わせると9割程度を占める結果になった（図表3-7参照）。この2分類の施設が、数の面では、我が国のスポーツ施設の中心であるといえる。

また、調査対象の一部市町村に電話でのヒアリングを実施したところ、「（スポーツ担当部局の）所管外の施設は把握できていないため、回答困難」との回答が多数あった。例えば、教育委員会が所管している場合、障害者スポーツセンター、都市公園、農業公園、民間の施設といった他の部局が所管する施設について把握できていないといったケースである。特に民間の施設については、多くの市町村で把握困難との回答があった。各市町村には、可能な限り所管外の施設も情報収集に努めていただいたが、それでも把握できなかった施設が存在する。そのため、実際には、学校体育施設や社会体育施設以外のスポーツ施設の比率が高まることが推察される。

【図表3-7 施設分類別構成比】



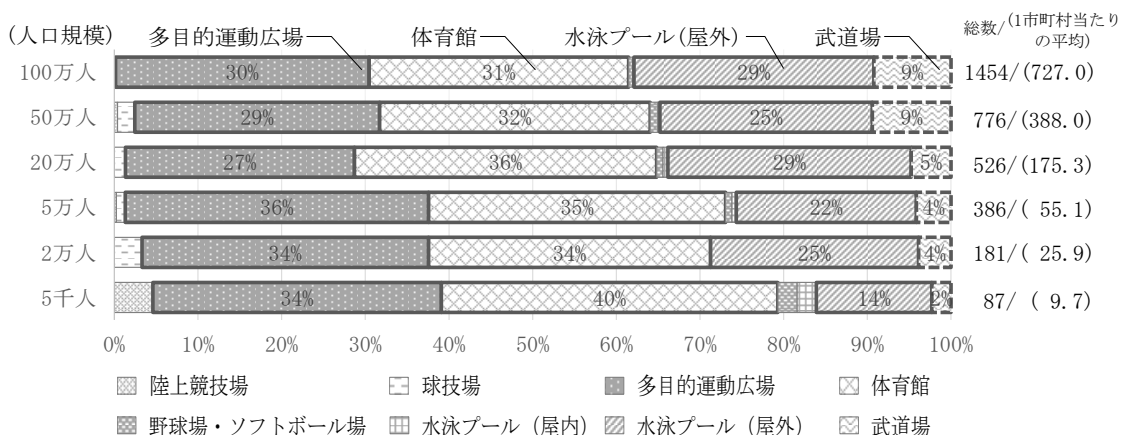
²⁾ 「第2章 我が国のスポーツ施設の分類、2-1. スポーツ施設の分類」で定義した分類による。

③ 形態別種類

「②施設分類」の調査と同様、各市町村におけるスポーツ施設の配置状況を把握するために、施設の形態別種類（陸上競技場、球技場、体育館といった施設の形態によって分類した種類）の調査を実施した。

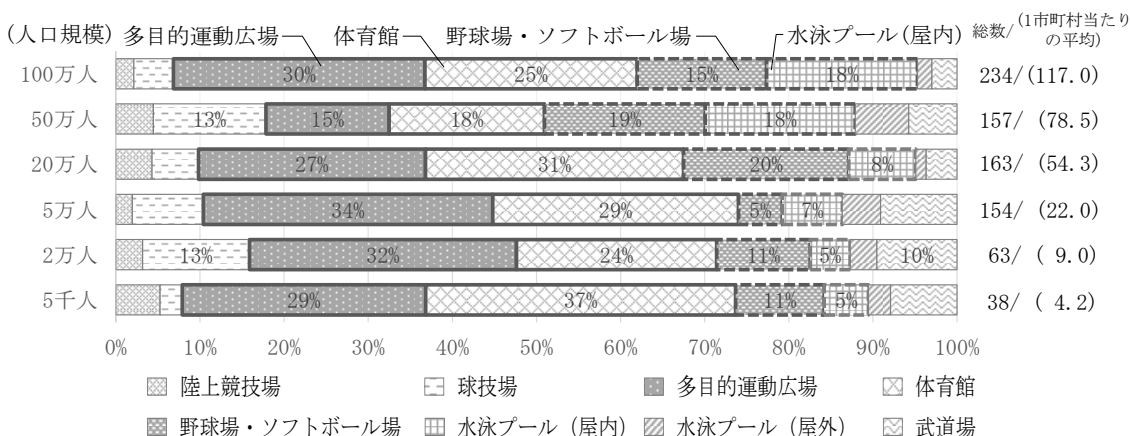
学校体育施設においては、全ての人口規模の市町村で、多目的運動広場、体育館、水泳プール（屋外）の比率が高い結果になった（図表 3-8 参照）。学校では、この3つの施設がセットで設置されているケースが多いと推察される。また、武道場も、特に人口規模の大きい市町村においては9%を占め、比較的高い割合で設置されている結果になった。

【図表 3-8 形態別種類 構成比（学校体育施設）】



学校体育施設以外では、50万人規模を除いた全ての市町村において、多目的運動広場、体育館の比率が各30%前後と高い割合を占める結果になった。次いで、野球場・ソフトボール場と水泳プール（屋内）の割合が高い。野球場・ソフトボール場は、特に人口20万人以上の市町村においては15%~20%を占めている。また、水泳プール（屋内）は、人口100万人、50万人の市町村で18%と高い割合になっている（図表 3-9 参照）。

【図表 3-9 形態別種類 構成比（学校体育施設以外）】

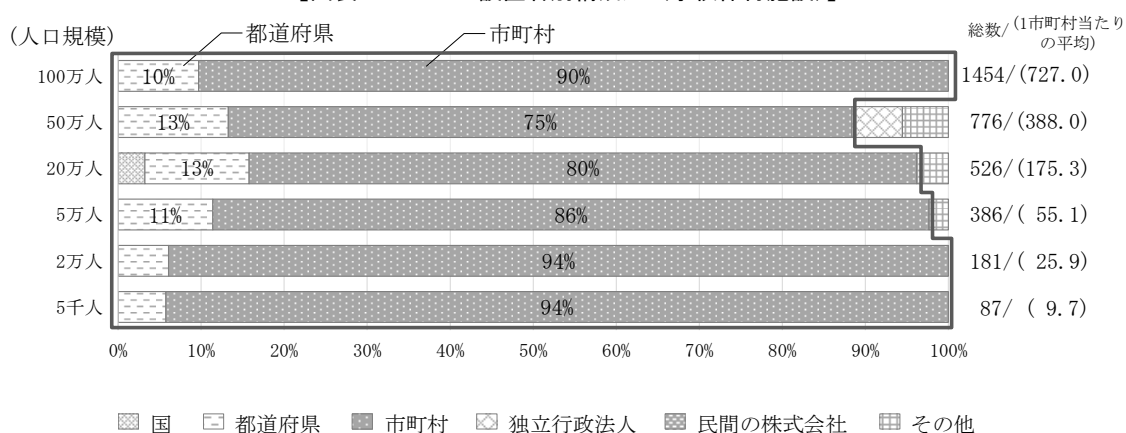


④ 設置者

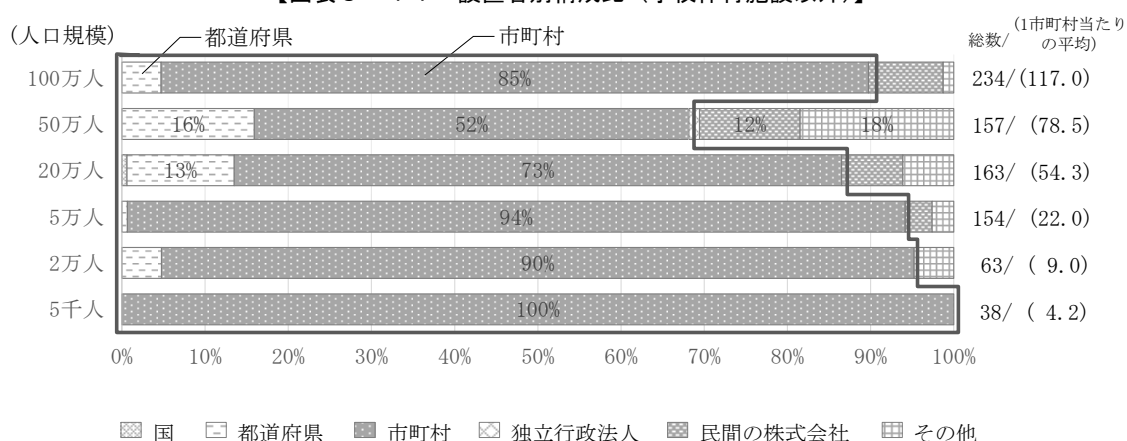
学校体育施設及び学校体育施設以外ともに、都道府県または市町村による設置の割合が非常に高いという結果になった。

50万人の市町村では、都道府県・市町村による設置の割合が他の人口規模の市町村より低くなっている。これは、ある一市町村が所管外の施設（民間施設等）まで相当数把握した上で回答したことによるものである。そのため、他の人口規模の市町村においても、実際には、都道府県・市町村による設置以外の施設の割合がより高くなると推察される（図表3-10、3-11参照）。

【図表3-10 設置者別構成比（学校体育施設）】



【図表3-11 設置者別構成比（学校体育施設以外）】

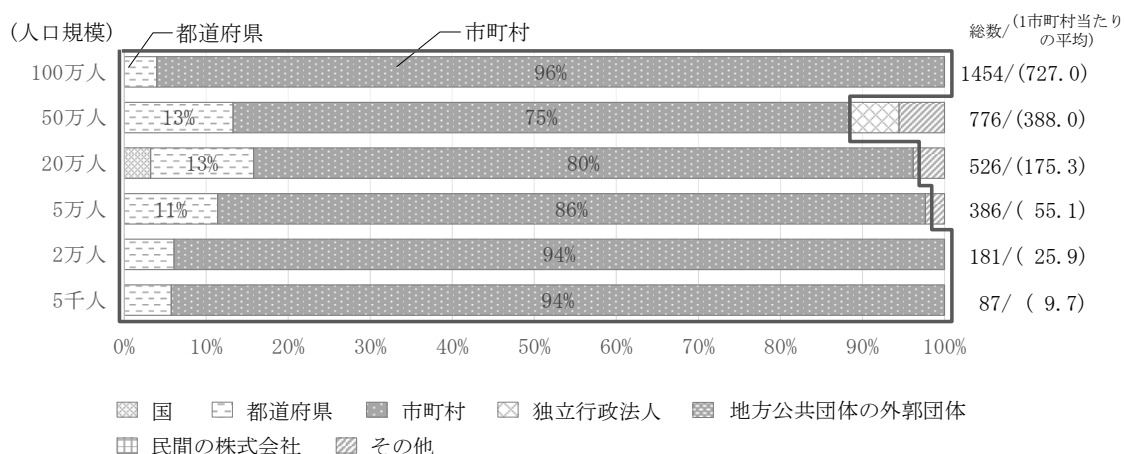


⑤ 運営者

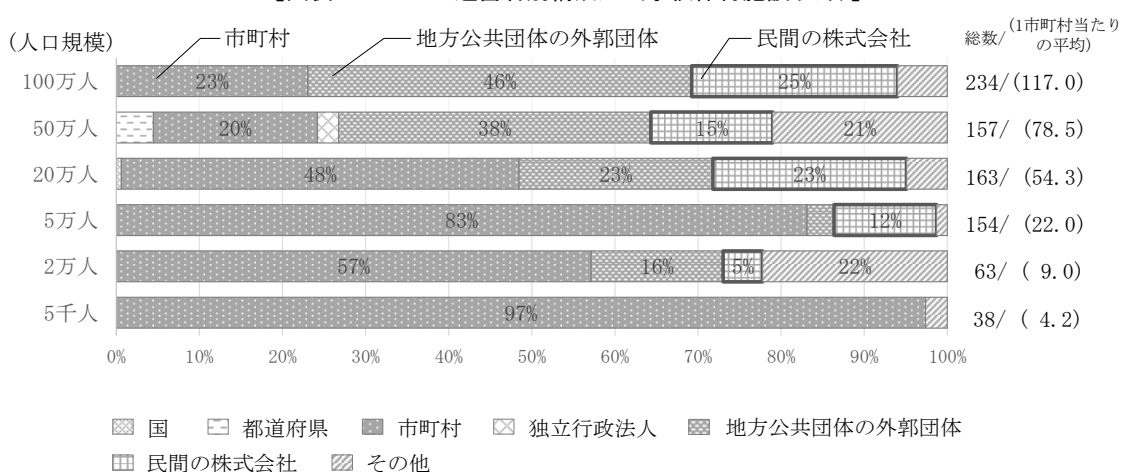
運営者について、学校体育施設では、設置者が管理すると法令に定められているため³、設置者と同様に都道府県や市町村の割合が高いという結果になった（図表3-12参照）。

学校体育施設以外では、特に人口規模の大きい市町村において、民間の株式会社による運営の割合が比較的高い結果になっている（図表3-13参照）。

【図表3-12 運営者別構成比（学校体育施設）】



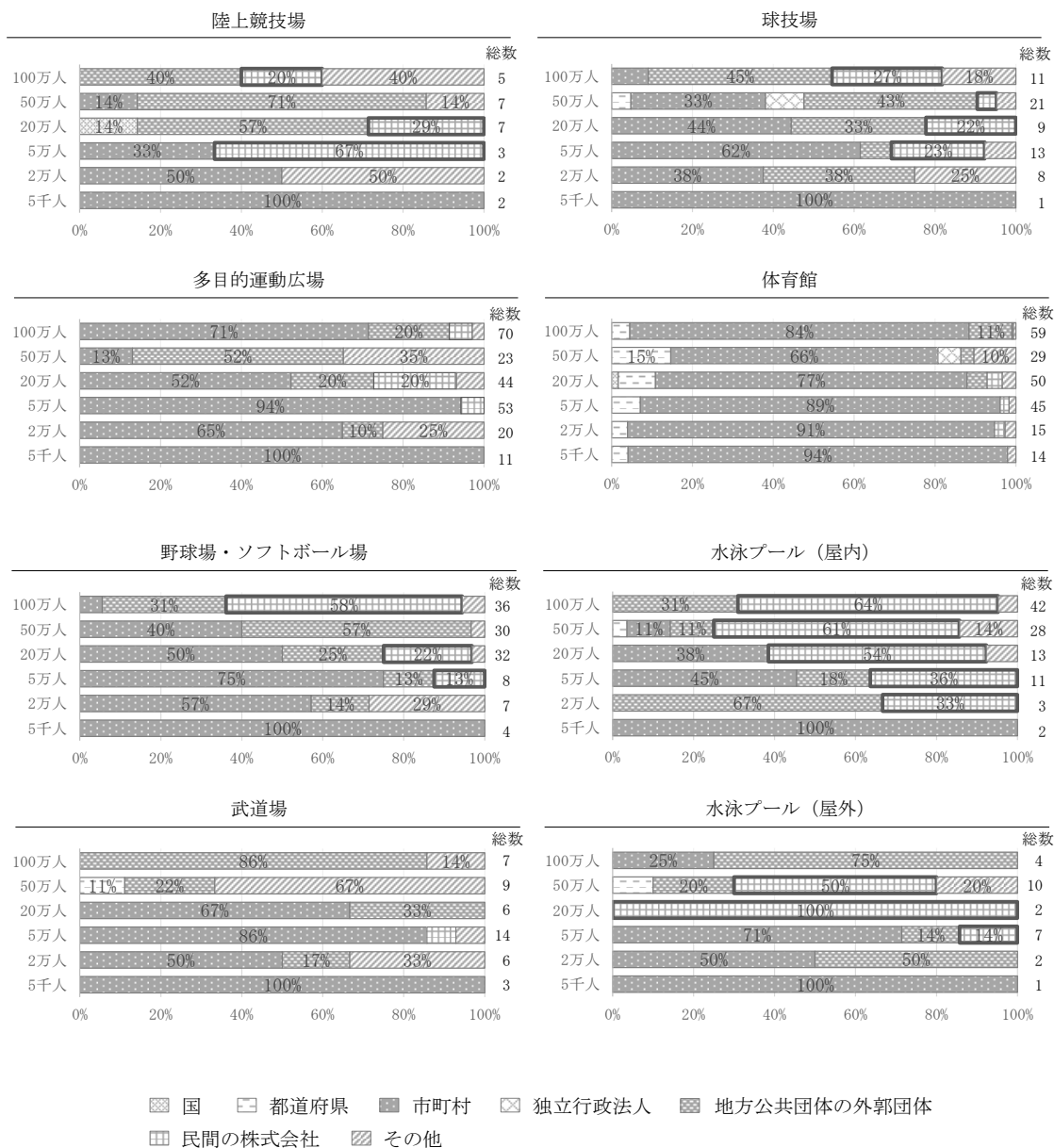
【図表3-13 運営者別構成比（学校体育施設以外）】



³ 学校教育法第5条「学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担する」

学校体育施設以外の運営者については、施設の形態によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。これによると、特に人口規模の大きい市町村の陸上競技場、球技場、野球場・ソフトボール場、水泳プール（屋内）、水泳プール（屋外）で民間企業による運営の割合が高くなっている。（図表3-14参照）

【図表3-14 運営者別構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】

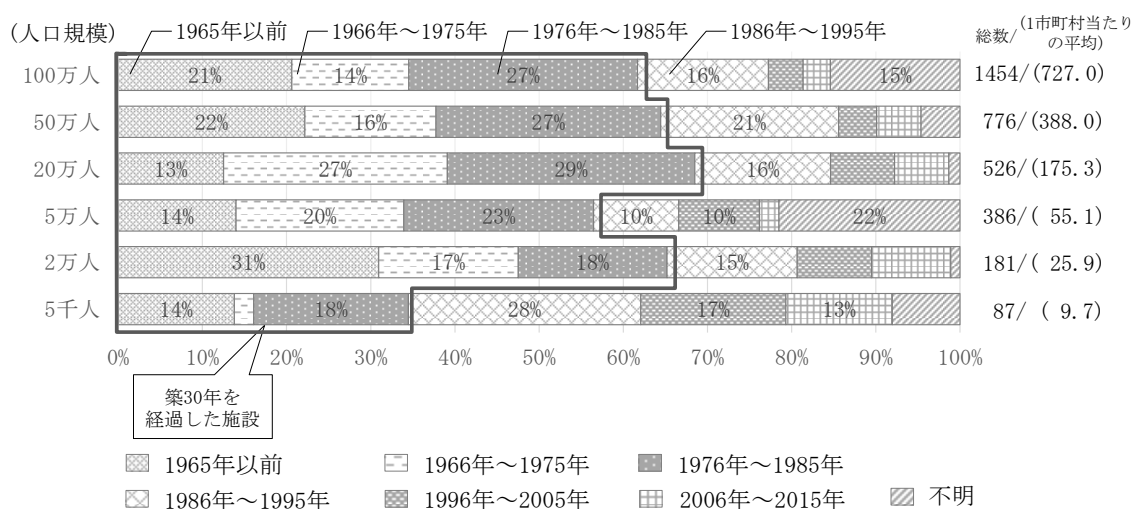


⑥ 設置年度

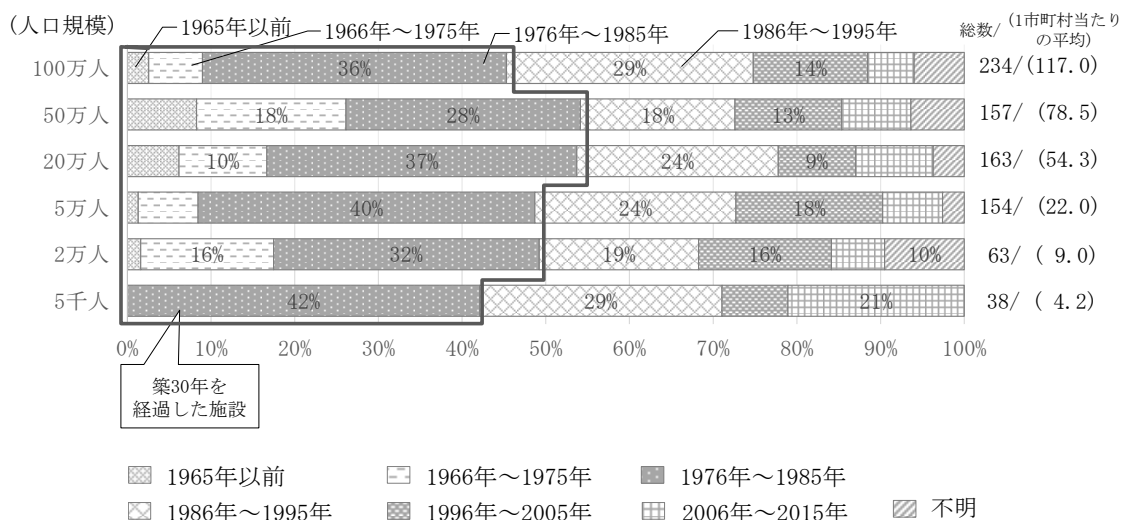
建て替えや改修の必要性がある施設がどの程度あるのかを把握するため、設置年度を調査したところ、学校体育施設においては、建て替えの一つの目安になる築30年を経過した施設が3割～7割を占める結果になった。今後、建て替えや大規模修繕が増加することが推察される（図表3-15参照）。

学校体育施設以外では、築30年を経過した施設が4割から5割を占める結果になった。学校体育施設と同様に、今後、建て替えや大規模修繕が増加することが推察される（図表3-16参照）。

【図表3-15 設置年度別構成比（学校体育施設）】



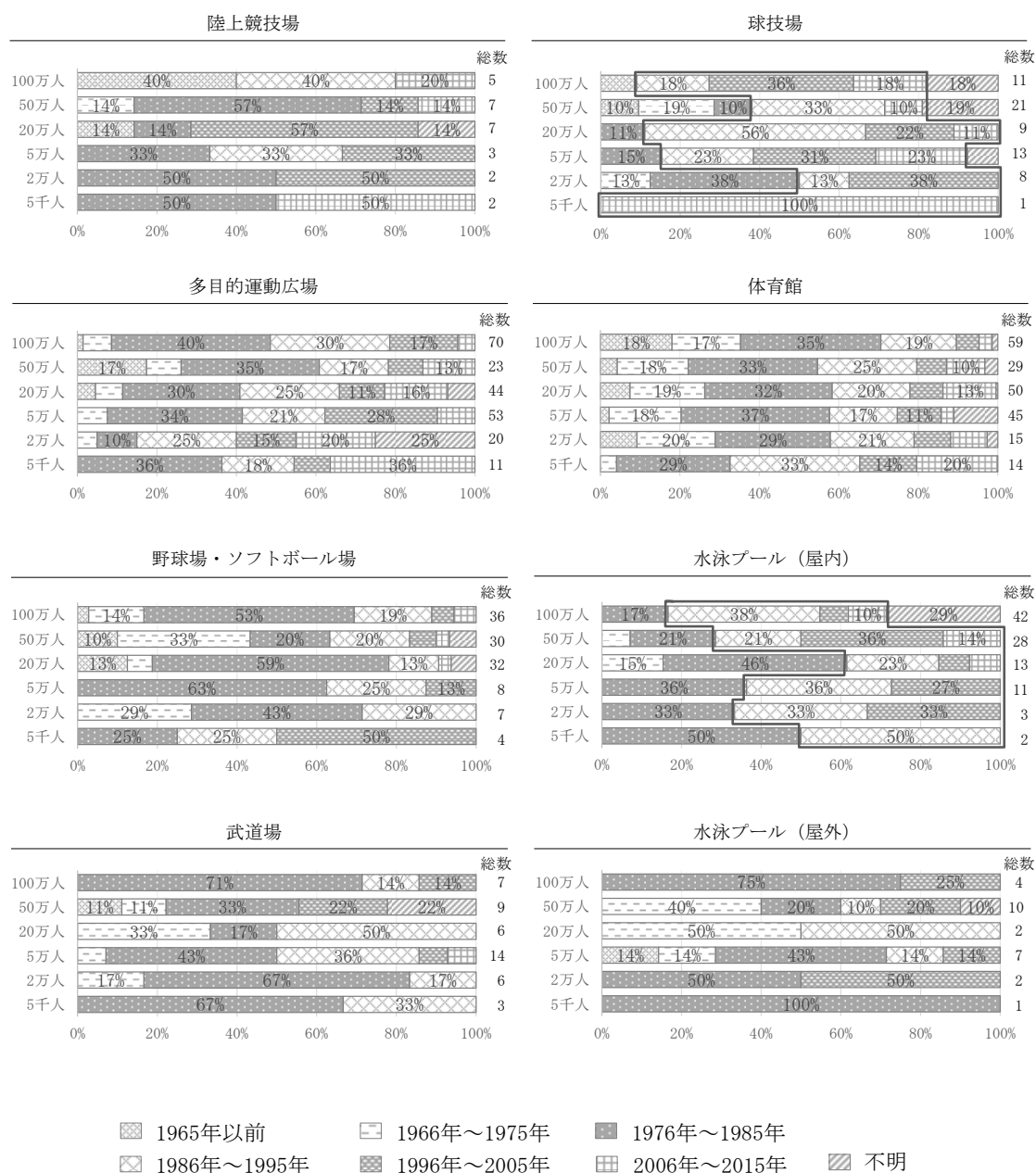
【図表3-16 設置年度別構成比（学校体育施設以外）】



学校体育施設以外の設置年度については、施設の形態によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

球技場、水泳プール（屋内）は築30年未満の施設が多い結果となった（図表3-17参照）。

【図表3-17 設置年度別構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】



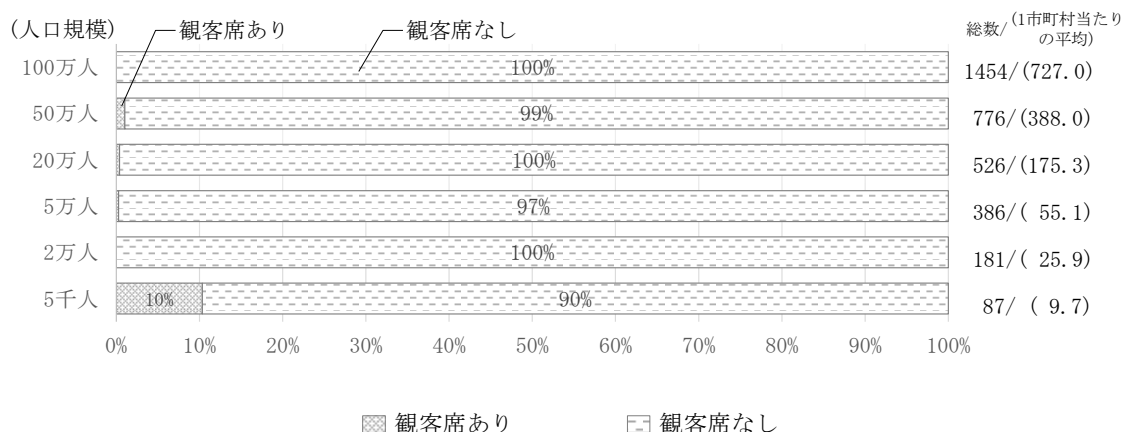
⑦ 観客席の有無

「観るスポーツ」に利用可能なスポーツ施設の設置状況や実際の利用状況を把握するために、観客席の有無、収容観客数（後述⑧）、年間観客数（後述⑨）を調査した。

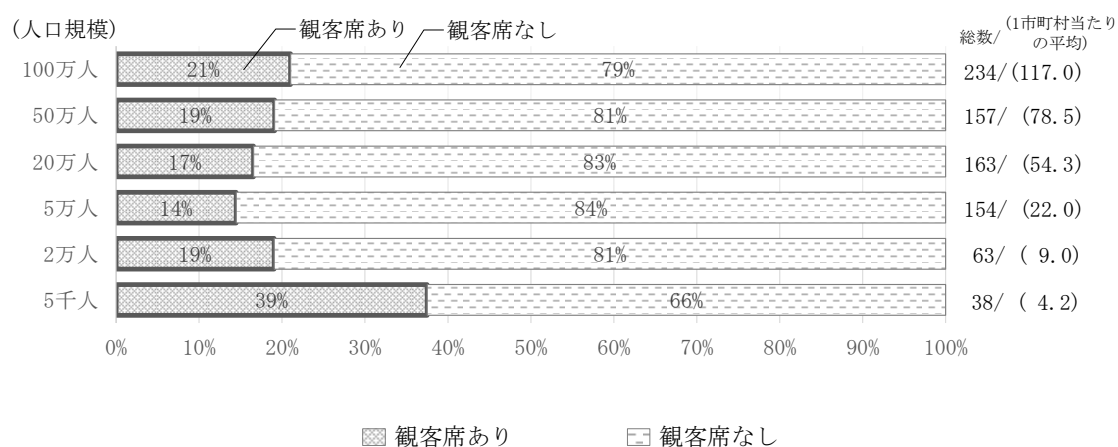
学校体育施設では、どの人口規模においても90%以上の割合で観客席は設置されていない結果になった。学校体育施設は、原則、学校の授業や部活動を目的として整備された施設であるため、観客席はほとんど設置されていないと推察できる（図表3-18参照）。

学校体育施設以外では、2万人以上の各人口規模の市町村で20%前後（5千人規模の市町村は39%）と比較的高い割合で、観客席が設置されている結果になった（図表3-19参照）。

【図表3-18 観客席の設置割合（学校体育施設）】



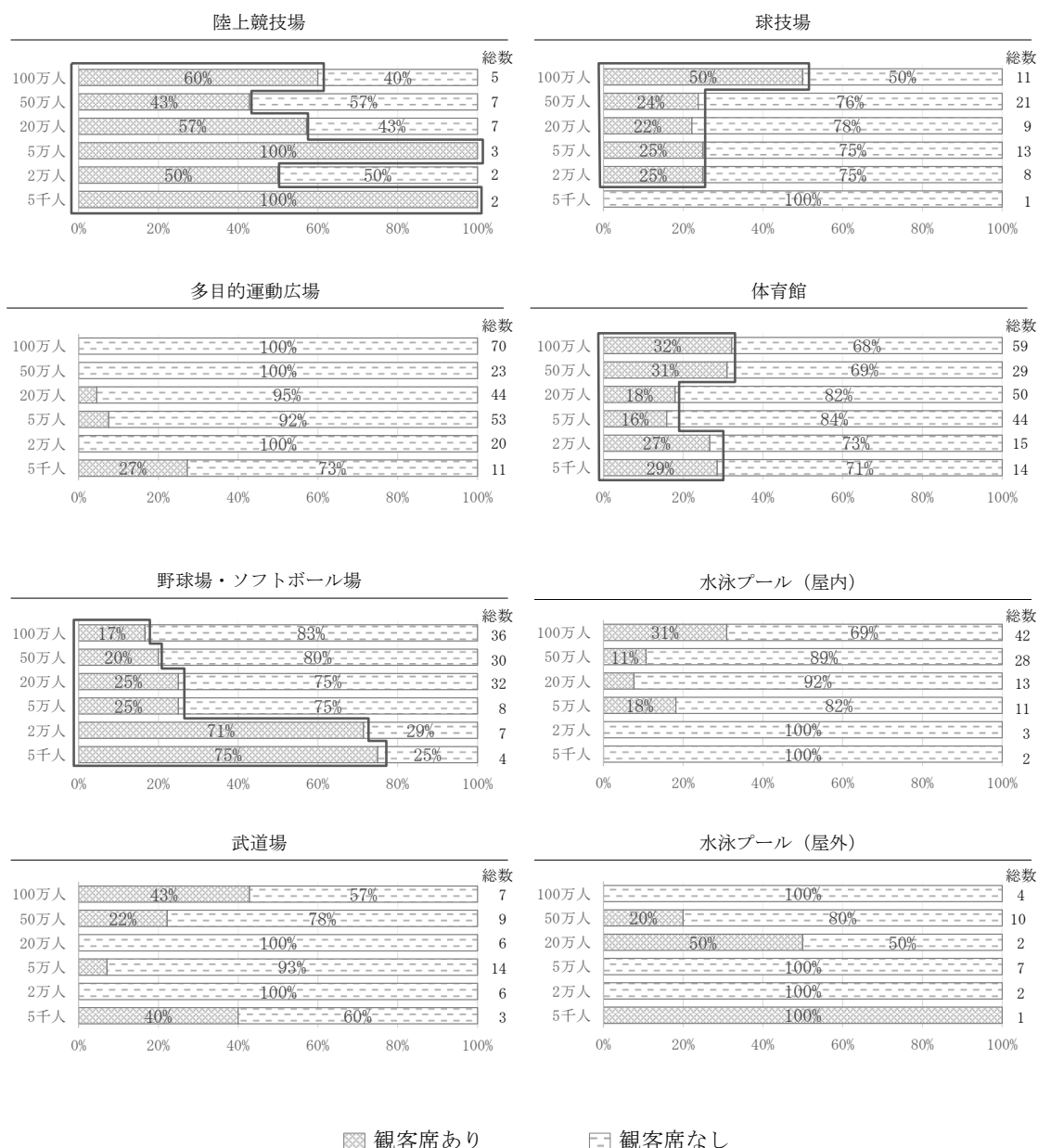
【図表3-19 観客席の設置割合（学校体育施設以外）】



観客席の有無については、施設の形態によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

陸上競技場、球技場、体育館、野球場・ソフトボール場で観客席がある施設の割合が高い結果となった（図表3-20参照）。

【図表3-20 観客席の設置割合（学校体育施設以外）／形態別種類】

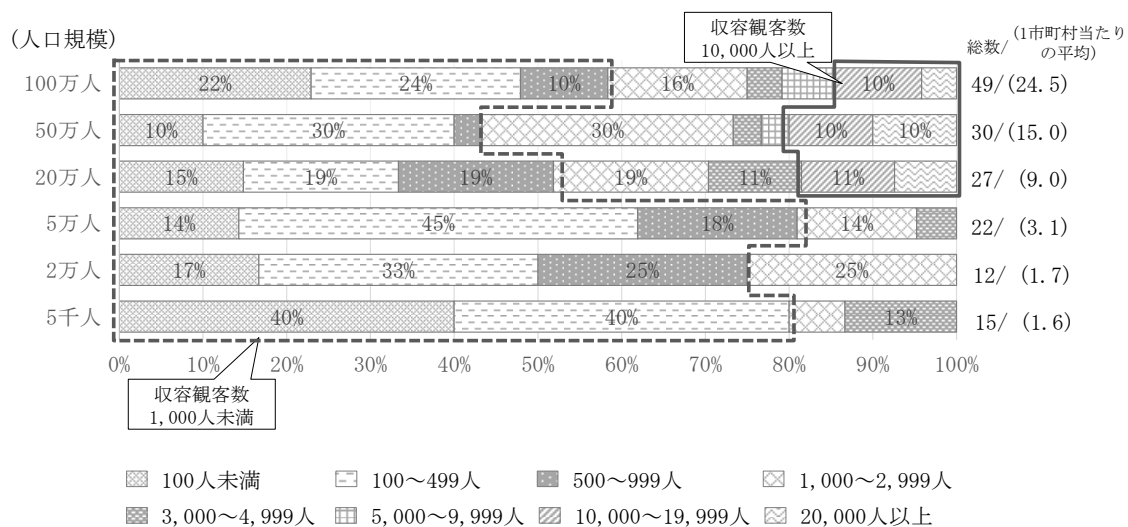


⑧ 収容観客数

学校体育施設の多くは観客席が設置されていなかったため、収容観客数については学校体育施設以外のみ集計する。

人口規模20万人以上の市町村では、収容観客数10,000人以上の比較的大規模の観客席が設置されている施設が全体の20%前後あるという結果になった。また、収容観客数1,000人未満の規模の小さい観客席が、人口規模5万人以下の市町村では7割以上、人口規模20万人以上の都市では4割以上を占めるという結果になった（図表3-21参照）。

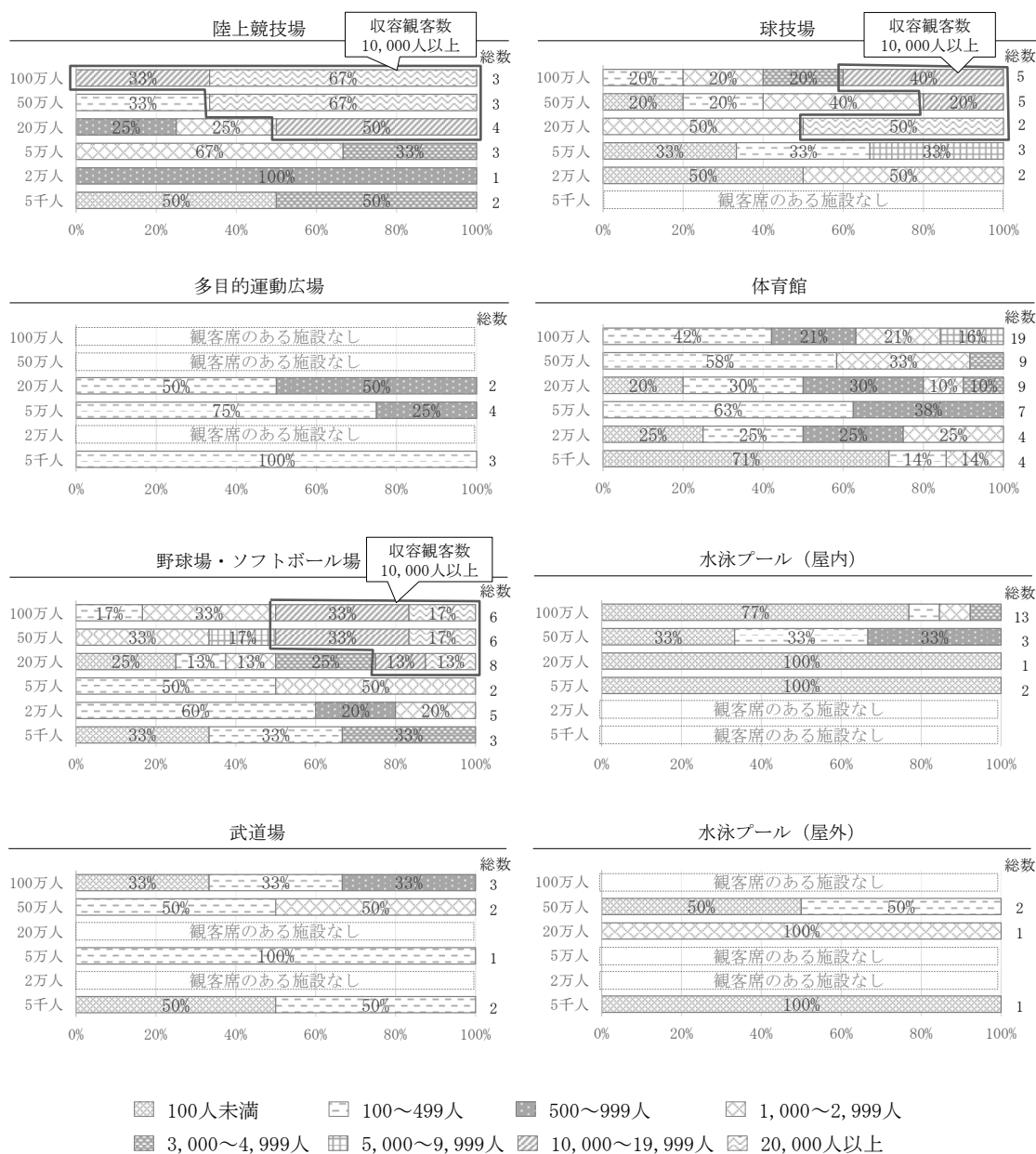
【図表3-21 収容観客数 構成比（学校体育施設以外）】



学校体育施設以外の収容観客数については、施設の形態によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

陸上競技場、球技場、野球場・ソフトボール場には、人口規模20万人以上の市町村において、収容観客数10,000人以上の比較的大規模な観客席が設置されているという結果になった。地域の各種大会やJリーグ、高校野球やプロ野球等に使用されているスタジアムが該当すると推察される。一方、体育館においては、人口規模100万人の都市においても10,000人規模の施設はなく、アリーナスポーツの大規模興行に対応する施設の整備は不十分であると推察される（図表3-22参照）。

【図表3-22 収容観客数 構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】



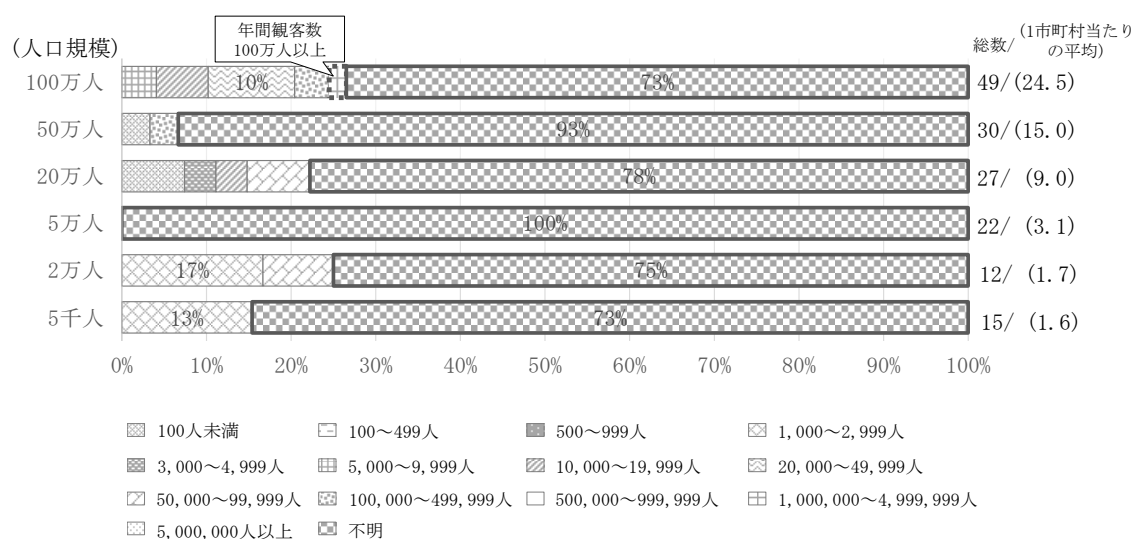
⑨ 年間観客数

学校体育施設の多くは観客席が設置されていなかったため、年間観客数については学校体育施設以外のみ集計する。

年間観客数は、不明の割合が高く、多くのスポーツ施設において、データの収集・管理を実施していないことが推察される。

人口規模100万人の市町村においては、100万人以上/年の観客が入っている施設があり、大規模な興行が実施されていることが推察される（図表3-23参照）。

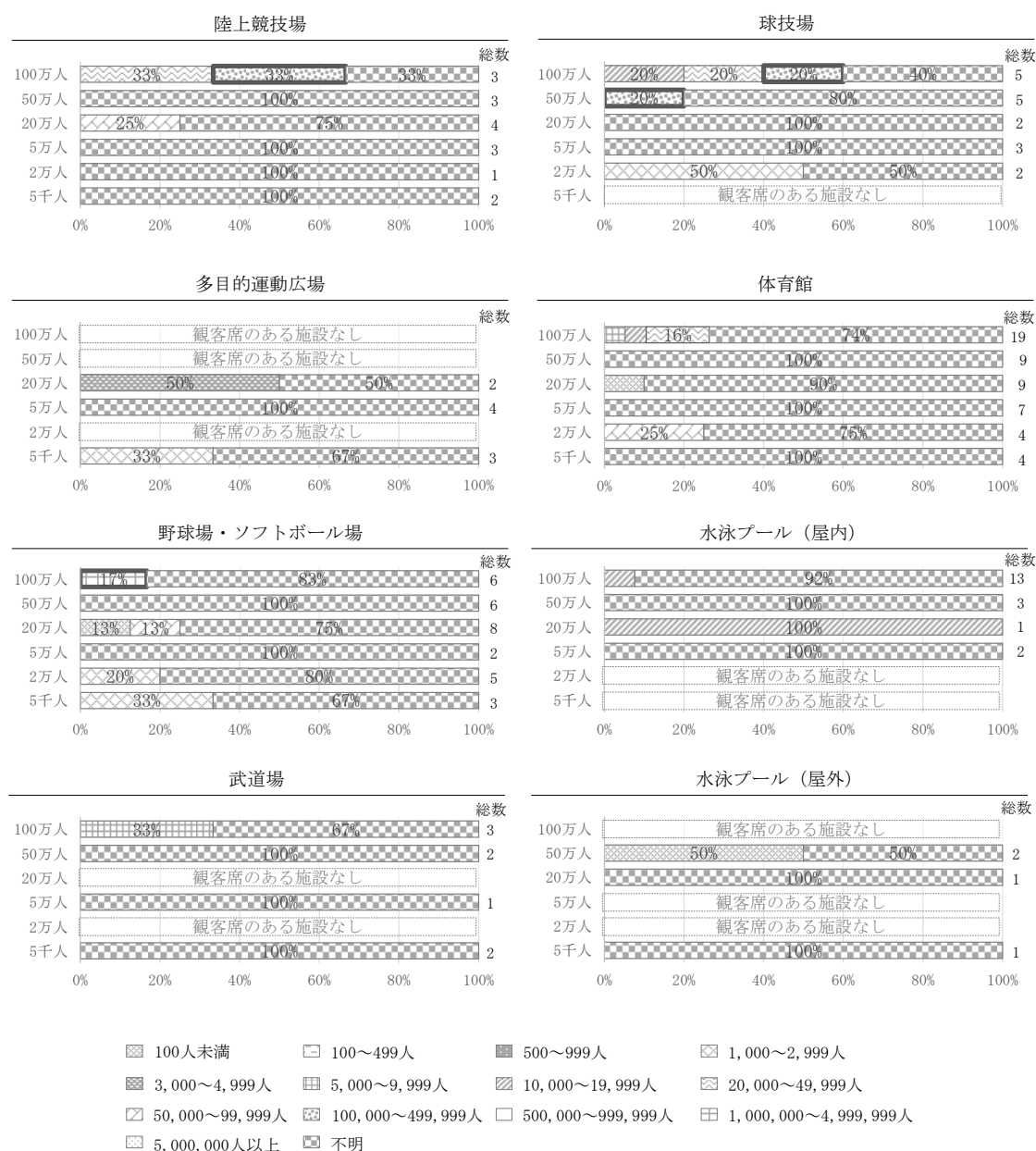
【図表3-23 年間観客数 構成比（学校体育施設以外）】



年間観客数については、実施するスポーツ等によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

前述した通り、不明という回答が多数であり、またサンプル総数も少ないため、本調査だけで傾向を把握することは困難である。しかしながら、人口規模100万人の市町村においては、陸上競技場と球技場で100,000～499,999人、野球場・ソフトボール場で年間100万人を動員している施設があり、Jリーグやプロ野球、高校野球といった大規模な興行が影響していると推察される（図表3-24参照）。

【図表3-24 年間観客数 構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】

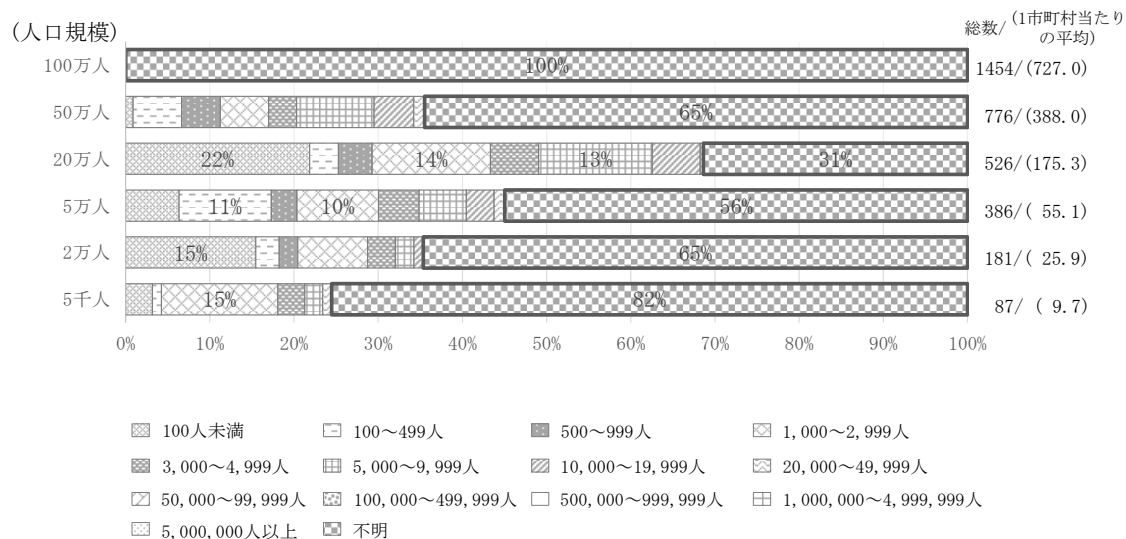


⑩ 年間利用者数

学校体育施設における年間利用者数（一般開放時のみ）は、不明の割合が高く、多くの施設でデータの収集・管理を実施していないと推察される。

利用者を把握している施設においては、年間利用者数が1万人を超過する施設がある一方、100人未満という施設も多く、バラつきが見られる（図表3-25参照）。

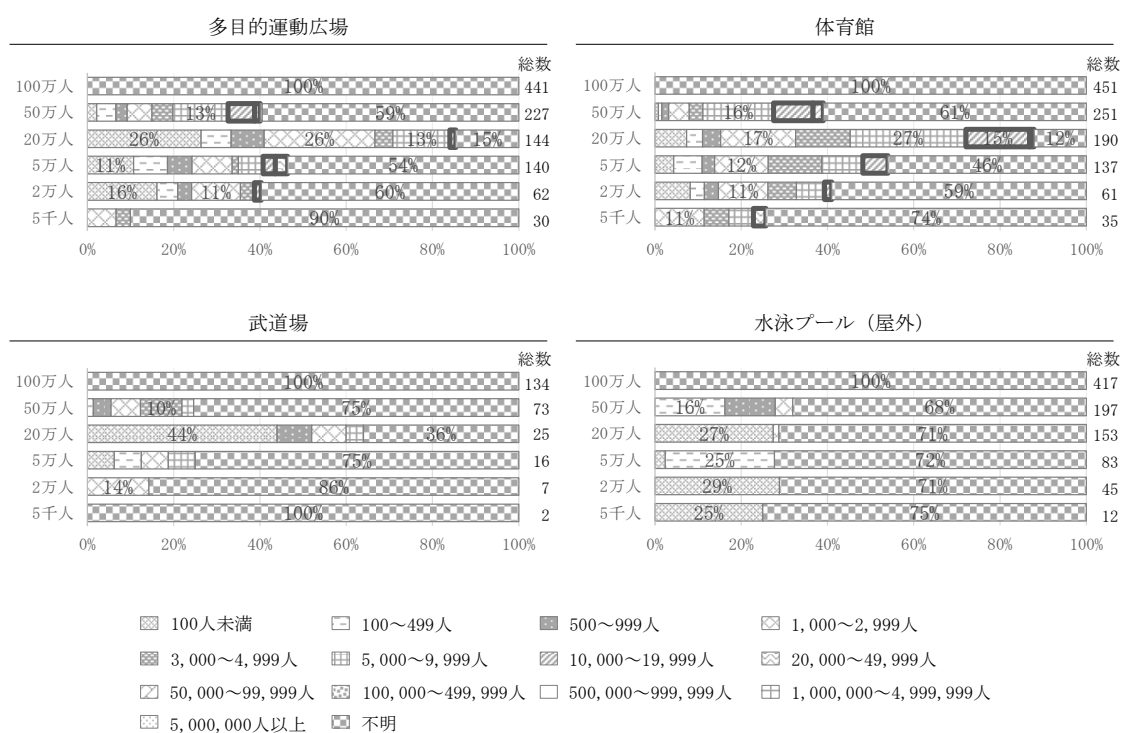
【図表3-25 年間利用者数 構成比（学校体育施設）】



学校体育施設の年間利用者数については、実施するスポーツ等によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。なお、対象は、「③形態別種類」の調査結果より、学校体育施設の大半を占める多目的運動広場、体育館、武道場、水泳プール（屋外）のみとした。

各施設ともにバラつきがあるが、多目的運動広場と体育館では、一部施設には1万人以上の利用者がいる。一方で、多目的運動広場は100人未満の割合も高く、武道場、水泳プール（屋外）も100人未満の割合が高い（図表3-26参照）。

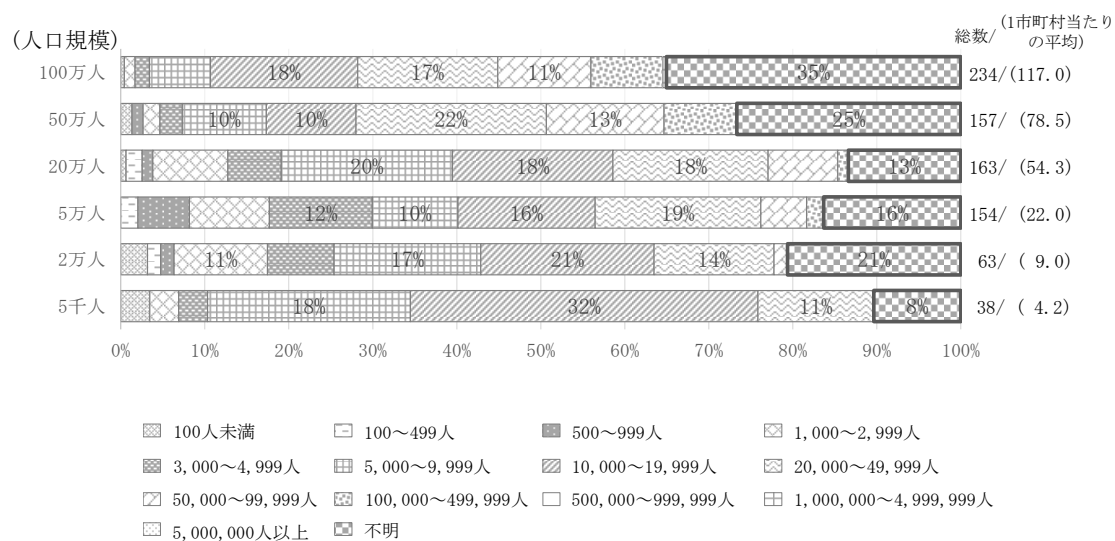
【図表3-26 年間利用者数 構成比（学校体育施設）／形態別種類】



学校体育施設以外の年間利用者数は、1割～3割の施設において不明という結果になった。学校体育施設と比較すると割合は低いものの、学校体育施設以外においても多くの施設でデータの収集・管理を実施していないと推察される。

利用者を把握している施設では、年間利用者が10万人を超過する施設がある一方、1000人未満という施設もあり、学校体育施設と同様にバラつきが見られた(図表3-27参照)。

【図表3-27 年間利用者数 構成比(学校体育施設以外)】

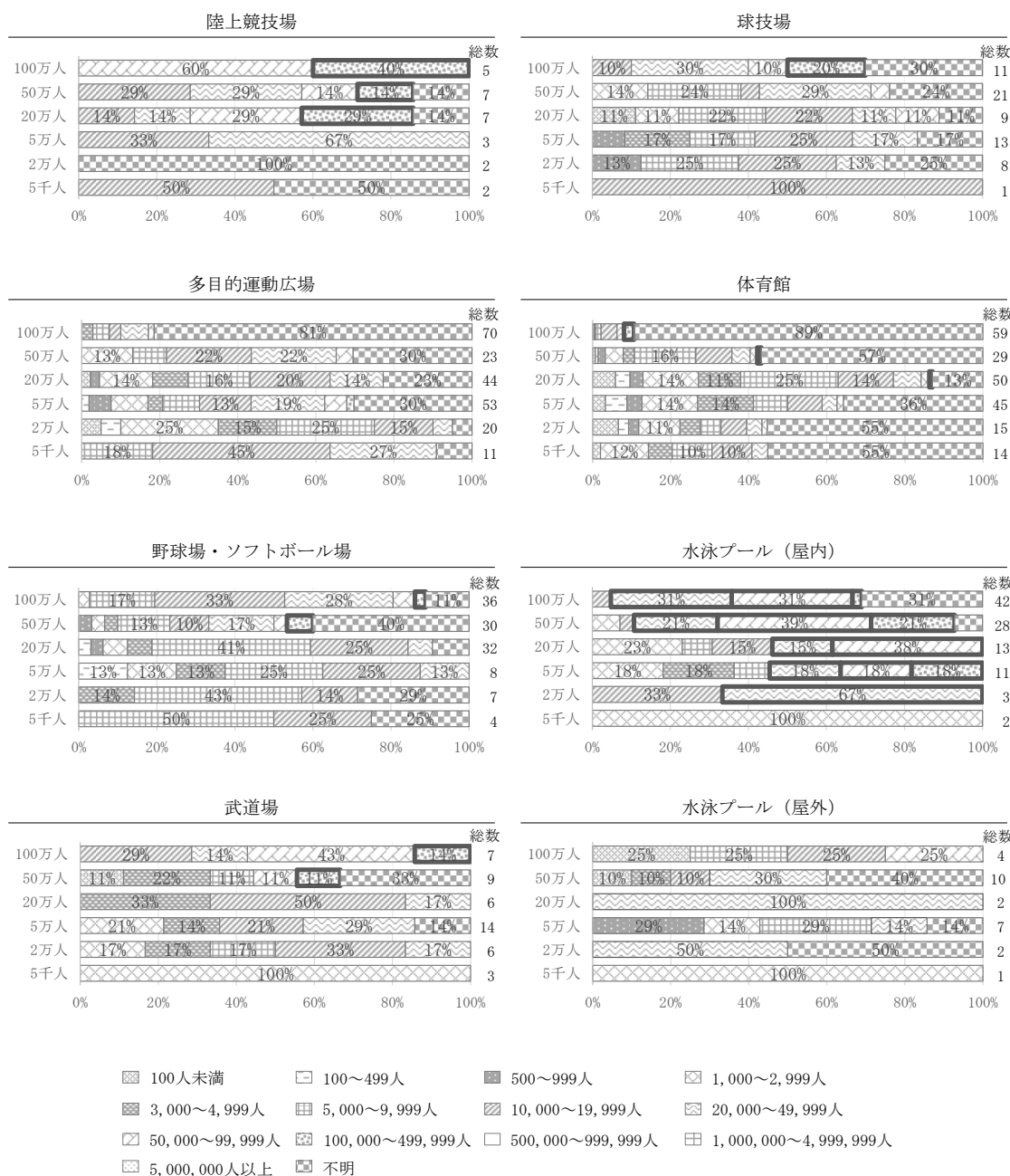


学校体育施設以外の年間利用者数についても、実施するスポーツ等によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

各施設ともにバラつきが見られるが、水泳プール（屋内）はどの人口規模の市町村においても、年間利用者数2万人以上の施設の割合が高い結果になった。

また、水泳プール（屋内）に加え、陸上競技場、球技場、体育館、野球場・ソフトボール場、武道場は、人口規模の大きい市町村において、年間利用者数10万人以上の施設も存在した（図表3-28参照）。

【図表3-28 年間利用者数 構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】

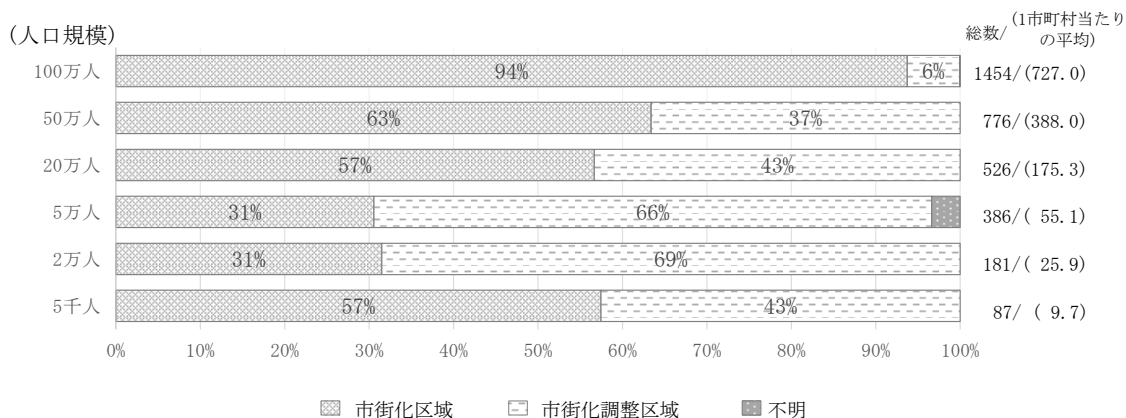


⑪ 立地条件

各スポーツ施設のアクセスの利便性を把握するために、本項目の調査を実施した。本調査では、都市計画区域に基づき、市街化区域と市街化調整区域にて区分した。

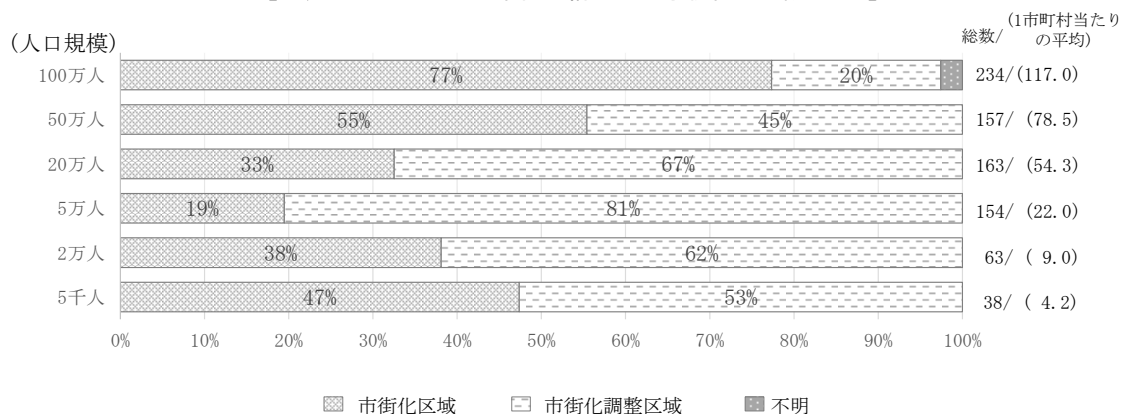
学校体育施設は、市街化区域に設置されている割合が比較的高い結果となった（図表3-29参照）。

【図表3-29 立地条件別構成比（学校体育施設）】



学校体育施設以外の立地条件は、学校体育施設と比較すると、市街化調整区域の割合が総じて高くなっている。市街化調整区域は、市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る区域として、開発や建築が制限されている区域であるため、市街地からは離れている場合が多いといえる。多くの施設が市街化調整区域に設置されており、アクセス面の利便性が低い可能性がある（図表3-30参照）。

【図表3-30 立地条件別構成比（学校体育施設以外）】



学校体育施設以外の立地条件については、施設の規模によって傾向が異なると想定されるため、形態別種類による集計を実施した。

形態別種類による大きな傾向の違いは見られなかった。総じて、市街化調整区域に設置されている割合が高い結果となった（図表3-3-1参照）。

【図表3-3-1 立地条件別構成比（学校体育施設以外）／形態別種類】

